



しぶや青色

令和7年 6月号 第632号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南 1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aoiro.jp/>

「納期の特例」の源泉所得税は7月10日(木)が納期限です

専従者給与・従業員給与等に対する給与所得の源泉徴収税額は、給与の支払月の翌月10日迄に納付するのが原則ですが、「納期の特例」の承認を受けている場合には、1月から6月分迄の合計額を、原則7月10日迄に納付します。

★ 給与所得者の源泉所得税の指導を事務局で受けられる方に……これだけはお持ち下さい ★

1. 令和7年分 給与所得等に対する所得税源泉徴収簿（一人別徴収簿）
まだ「一人別徴収簿」を備え付けていない方は、本年1月～6月迄の給与の支払い状況を各人別に調べてお持ち下さい（各月の支払日・総支給額・扶養状況等）。
2. 税務署から送られてきた源泉所得税の納付書
3. 納税額が発生しなくても、納付書は提出しなければなりません（0証明）。
4. 前回（令和6年7月～12月分）の納付書控えもご持参下さい。
前回、還付未済金等のある方は今回納付分に充当精算いたします。

● 渋谷青色申告会のホームページ ●



当会では、様々な情報をHPでもご案内しています。

毎月の会報もいち早く掲載しています。

今後も、情報発信していきますのでよろしくお願いいたします。

＊「渋谷青色申告会」で検索してください。



★ 第27回定時総会開催



去る5月27日(火)午後4時00分より、原宿東郷記念館「玉響」に於いて、第27回定時総会が開催されました。

議事に先立ち、永年功労役員3名、また退任役員11名の方々に対して、永年の青色申告会の活動へのご尽力に敬意を表し、「会長感謝状」の贈呈が行われ、続いて金井会長が議長に就任し、各議案の審議に入りました。



菅田渋谷税務署長

- 第1号議案 議事録署名人選任の件
- 第2号議案 第27期事業報告書承認の件
- 第3号議案 第27期収支計算書報告及び監査報告承認の件
- 第4号議案 第28期事業計画書(案)承認の件
- 第5号議案 第28期収支予算書(案)承認の件
- 第6号議案 入会金及び会費規則改正(案)承認の件
- 第7号議案 令和6年度労働保険料等徴収、納付状況報告の件
- 第8号議案 役員改選(案)の承認の件



金井会長

各議案について慎重な審議が行われ、原案のとおり承認可決されました。第27期(令和6年度)収支計算書・第28期(令和7年度)事業計画書・収支予算書につきましては、2～3頁でご報告申し上げます。

最後に、松永副会長が閉会のことばを述べ、午後4時55分閉会となりました。

一般会計	第27期 収支計算書		第28期 収支予算書
	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで		令和 7年4月 1日から 令和 8年3月31日まで
勘 定 科 目	予 算 額	決 算 額	予 算 額
I. 事業活動収支の部 (単位: 円)			
1. 事業活動収入			
(1) 基本財産運用収入	100	100	100
(2) 特定資産運用収入	3,000	10,344	2,000
(3) 会費等収入	51,340,000	50,640,200	58,080,000
(4) 事業収入	20,180,000	16,286,677	16,580,000
(5) 雑収入	0	16,480	37,900
(6) 引当資産繰入金収入	0	7,068,380	0
事業活動収入計 A	71,523,100	74,022,181	74,700,000
2. 事業活動支出			
(1) 事業費支出	51,760,000	57,635,122	60,394,070
(2) 管理費支出	17,163,100	15,016,256	12,305,930
事業活動支出計 B	68,923,100	72,651,378	72,700,000
事業活動収支差額 A - B	2,600,000	1,370,803	2,000,000
II. 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
(1) 固定資産売却収入	0	0	0
投資活動収入計 C	0	0	0
2. 投資活動支出			
(1) 固定資産取得支出	1,000,000	0	0
(2) 特定資産取得支出	1,600,000	7,013,380	2,000,000
投資活動支出計 D	2,600,000	7,013,380	2,000,000
投資活動収支差額 C - D	△ 2,600,000	△ 7,013,380	△ 2,000,000
III. 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入	0	0	0
2. 財務活動支出	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV. 予備費支出			
予 備 費 支 出	45,100	0	0
当 期 収 支 差 額	0	△ 5,642,577	0
前 期 繰 越 収 支 差 額	12,448,207	12,448,207	6,805,630
次 期 繰 越 収 支 差 額	12,448,207	6,805,630	6,805,630

貸借対照表

一般会計

令和 7年3月31日現在

(単位:円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
【Ⅰ】資産の部		【Ⅱ】負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
(1) 現金預金の合計	21,424,903	(1) 流動負債合計	3,840,844
(2) その他流動資産の合計	174,454		
流動資産合計	21,599,357		
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産合計	5,000,000	(1) 退職給与引当金	
(2) 特定資産合計	122,398,583	固定負債合計	43,622,119
(3) その他固定資産合計	50,908,657	負債合計	47,462,963
固定資産合計	178,307,240		
資産合計	199,906,597	【Ⅲ】正味財産の部	
		1. 指定正味財産	
		(1) 指定正味財産	0
		指定正味財産合計	0
		2. 一般正味財産	
		(1) 一般正味財産	152,443,634
		一般正味財産合計	152,443,634
		(うち基本財産への充当額)	5,000,000
		正味財産合計	152,443,634
		負債及び正味財産合計	199,906,597

第28期（令和7年度）事業計画書（抜粋）

I. 基本方針

渋谷青色申告会は、昭和25年に青色申告者が自主的に組織した納税者団体としてスタートして以来、青色申告制度の普及推進を通じて、わが国の税制の中核である申告納税制度の定着と、健全な納税思想の高揚に努めています。

ところで昨年度は、円安基調や人材確保に向けた賃上げ、原材料費やエネルギー価格の高騰など、複合的な要因によるコスト負担増が業種を問わず影響し、経済環境に順応することが極めて困難な一年でした。コロナ禍からの転換点を迎えた昨今ですが、個人事業者を取り巻く経営環境は、引き続き厳しい一年になることが予想されます。

そうした中、青色申告会の目的や使命を達成するための事業活動においては、記帳水準の向上を目指した記帳指導、消費税のインボイス制度や電子帳簿保存法に適正に対応するための指導並びに正しい記帳に基づく申告指導が重要となります。また、活発な会活動を支えてゆくために、最も重要な組織の拡大並びに財政基盤の強化により一層力を注ぐとともに、社会貢献活動を通して地域社会の発展に寄与していきます。

以上を基本方針として、次の施策を推進いたします。

1. 総務・組織関係

健全な納税者の育成を図るため、年間を通じて青色申告制度の普及推進と、地域に密着した公益活動の充実に努めます。

2. 指導・税制関係

会員及び一般納税者に対して、広報・説明会等を開催すると共に、決算申告指導及び会員指導体制の整備と実務能力の向上に努める。

3. 事業・広報関係

労働保険及び東青連と連携した各種共済・保険等の加入促進を図り、会員と家族並びに従業員の万一の事故に備える。

◆ 土曜日の「事務局」営業のお知らせ ◆

7月5日（土） 午前9時～12時は業務を行っています。（午前11時受付終了/予約制）

● 7月の税務相談日 ●

当会会員の税理士による

「税務相談会」は下記の通りです。

日 時	7月16日（水） 午前10時～午後4時
場 所	（一社）渋谷青色申告会事務局
費 用	無 料（1人約1時間を予定）

※税務相談会は7月1日（火）より予約開始します

保険相談

会員様は団体割引が
使えます！！

保険に入っていない。
または
現在ご加入の保険を
見直したい。



☆保険料を安くしたい。
☆たくさん入っている保険を整理したい。
☆保険のことがよくわからない。
など、お気軽にご相談ください。

※相談ご希望の方は青色申告会事務局、または下記まで。

担当：（株）サンクス 佐藤

電話： 0120-80-1781
0120-58-0408

● 都税からのお知らせ ●

6月は固定資産税・都市計画税第1期分の納期です（23区内）

6月2日（月）にお送りした納付書により、6月30日（月）までにお納めください。

<ご利用になれる納税方法>

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

簡単・便利な口座振替 Web 申込で、都税の納め忘れなし！！

口座振替

都税 Web 口座振替申込受付サービスにて、6月10日（火）までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第1期分からの口座振替が可能です。



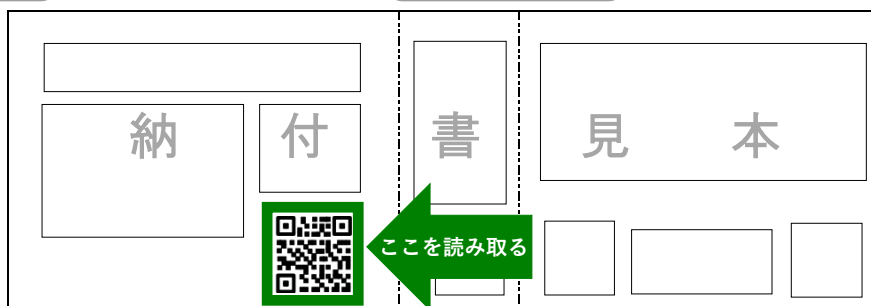
おうちで今、納付できます！！

スマホアプリ

納付書のeL-QRを読み取るだけで納付ができます。

クレジットカード インターネットバンキング

地方税お支払サイトのeL-QR 読取画面から納付書のeL-QRを読み取り、支払手順をすると納付ができます。



ペジーマークのついている納付書は、対応する金融機関のインターネットバンキングやモバイルバンキング、ATMから直接納付することができます。

他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

【お問合せ先】

<課税について> 土地・家屋・償却資産が所在する区にある都税事務所
<納付について> 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

主税局HP
都税の支払い方法

